

10. 副専攻について

他学部他学科の特定の科目群から、所定の要件を満たして20単位を修得した場合、これを副専攻修了者とする。副専攻の認定を希望する者は定められた期間に所定の申請手続きを行い、卒業時までそれぞれ定められた単位を修得した場合に副専攻の修了が認定される。修了を認定された者は、卒業時に副専攻の修了証書が交付され学籍に記録される。なお、副専攻修了の認定は、当該科目群を主として担当する学科が行う。

1. 副専攻の名称とその科目群

副 専 攻	科 目 群	備 考
総 合 科 学	全学共通教育科目 (外国語教育科目, スポーツ活動科目を除く)	
外 国 語	外国語教育科目	
基礎工学	工学部共通教育科目	※注1
機械工学	機械工学科専門教育科目	
都市建設工学	都市建設工学科専門教育科目	※注2
建 築 学	建築学科専門教育科目	
応 用 化 学	応用化学科専門教育科目	
情 報 工 学	情報工学科専門教育科目	※注3
ロボット理工学	ロボット理工学科専門教育科目	※注4
電気電子システム工学	電気電子システム工学科専門教育科目	
宇宙航空理工学	宇宙航空理工学科専門教育科目	
経 営 総 合 学	経営総合学科専門科目	※注5
国 際 学	国際学科専門科目	※注6
日本語日本文化学	日本語日本文化学科専門科目	※注7
英語英米文化学	英語英米文化学科専門科目	※注8
コミュニケーション学	コミュニケーション学科専門科目	※注9
心 理 学	心理学科専門科目	※注10
歴史地理学	歴史地理学科専門科目	※注11
応用生物化学	応用生物化学科専門科目	※注12
環境生物科学	環境生物科学科専門科目	※注13
食品栄養科学	食品栄養科学科食品栄養科学専攻専門科目	※注14
生命医科学	生命医科学科専門科目	※注15
看 護 学	保健看護学科専門科目	※注16
理学療法学	理学療法学科専門科目	※注17
作業療法学	作業療法学科専門科目	※注18
臨床工学	臨床工学科専門科目	※注19
スポーツ保健医療学	スポーツ保健医療学科専門科目	※注20
幼児教育学	幼児教育学科専門科目	※注21
現代教育学	現代教育学科現代教育専攻専門科目	※注22

- ※注1 工学部の学生は、副専攻基礎工学は認定されない。
- ※注2 他学部、他学科の学生が都市建設工学を副専攻として希望する場合は、毎年年度当初に当該学生に対し、ガイダンスを行い学生の希望に沿うよう履修科目を決める。
- ※注3 副専攻情報工学は、表1に示した科目の中から20単位以上修得した場合に副専攻修了を認定する。
- ※注4 副専攻ロボット理工学は、表2に示した科目の中から20単位以上修得した場合に副専攻修了を認定する。
- ※注5 副専攻経営総合学を修了する要件は、表3のとおりである。
- ※注6 副専攻国際学を修了する要件は表4のとおりである。
- ※注7 副専攻日本語日本文化学を修了する要件は表5のとおりである。
- ※注8 副専攻英語英米文化学を修了する要件は表6のとおりである。
- ※注9 副専攻コミュニケーション学を修了する要件は表7のとおりである。
- ※注10 副専攻心理学を修了する要件は表8のとおりである。
- ※注11 副専攻歴史地理学を修了する要件は表9のとおりである。
- ※注12 他学部の学生が応用生物化学を副専攻として希望する場合は、毎年年度当初に当該学生に対し、ガイダンスを行い学生の希望に沿うよう履修科目を決める。なお、環境生物科学科および食品栄養科学科の学生は、副専攻応用生物化学は認定されない。
- ※注13 他学部の学生が環境生物科学を副専攻として希望する場合は、毎年年度当初に当該学生に対し、ガイダンスを行い学生の希望に沿うよう履修科目を決める。なお、応用生物化学科および食品栄養科学科の学生は、副専攻環境生物科学は認定されない。
- ※注14 他学部の学生が食品栄養科学を副専攻として希望する場合は、毎年年度当初に当該学生に対し、ガイダンスを行い学生の希望に沿うよう履修科目を決める。なお、応用生物化学科および環境生物科学科の学生は、副専攻食品栄養科学は認定されない。
- ※注15 副専攻生命医科学を修了する要件は、表10のとおりである。なお、保健看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床工学科、スポーツ保健医療学科の学生は、副専攻生命医科学は認定されない。
- ※注16 本副専攻では、看護とは何かを理解し、人の発達段階や障害の種類などに合わせた看護を学ぶ。演習・実習に関する科目は履修できないので、具体的な看護方法の修得はできない。また、副専攻を修了しても国家試験の受験資格は得られない。
受講については、受講順序の指定を行う。(看護学概論は必修とし、その他の専門科目を受講する場合は、当該科目を受講していることを原則とする。)また、学科専門科目に関しては、生命健康科学基盤科目のうち、「人体の構造と機能」と「疾病と障害の病態及び医療」の看護必修科目が履修できていない場合は理解が難しい。
副専攻看護学を修了する要件は、表11のとおりである。なお、生命医科学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床工学科、スポーツ保健医療学科の学生は、副専攻看護学は認定されない。
- ※注17 副専攻理学療法学を修了する要件は、表12のとおりである。なお、生命医科学科、保健看護学科、作業療法学科、臨床工学科、スポーツ保健医療学科の学生は、副専攻理学療法学は認定されない。また、副専攻を修了しても理学療法士国家試験の受験資格は得られない。
- ※注18 副専攻作業療法学を修了する要件は、表13のとおりである。なお、生命医科学科、保健看護学科、理学療法学科、臨床工学科、スポーツ保健医療学科の学生は、副専攻作業療法学は認定されない。副専攻を修了しても作業療法士国家試験の受験資格は得られない。
- ※注19 副専攻臨床工学を修了する要件は、表14のとおりである。なお、生命医科学科、保健看護学

科，理学療法学科，作業療法学科，スポーツ保健医療学科の学生は，副専攻臨床工学は認定されない。本副専攻では，臨床工学とは何かを理解し，「人体の構造と機能」，「疾病と障害の病態及び医療」及び「臨床工学の基礎」を幅広く受講した上で学科専門科目を学ぶ。演習・実習に関する科目は履修できないので，具体的な臨床工学技術は習得できない。また，副専攻を修了しても臨床工学技士国家試験の受験資格は得られない。

※注20 副専攻スポーツ保健医療学を修了する要件は，表15のとおりである。なお，生命医科学科，保健看護学科，理学療法学科，作業療法学科，臨床工学科の学生は，副専攻スポーツ保健医療学は認定されない。副専攻を修了しても救急救命士国家試験の受験資格は得られない。

※注21 副専攻幼児教育学を修了する要件は，表16のとおりである。なお，現代教育学科の学生は，副専攻幼児教育学は認定されない。また，副専攻を修了しても保育士資格や教員免許は得られない。

※注22 副専攻現代教育学を修了する要件は，表17のとおりである。なお，幼児教育学科の学生は，副専攻現代教育学は認定されない。

表1 情報工学を副専攻とするための指定科目一覧

情報工学を副専攻とするためには，情報工学科の専門教育科目より下表に指定した科目から20単位以上修得しなければならない。

情報工学科 専門教育科目	情報理論，形式言語とオートマトン，計算論とプログラミング言語論，コンパイラ，ソフトウェア工学，オペレーティングシステム，音声情報処理，画像情報処理，知能情報工学，通信ネットワーク，コンピュータグラフィックス，デジタル信号処理
-----------------	--

表2 ロボット理工学を副専攻とするための指定科目一覧

ロボット理工学を副専攻とするためには，ロボット理工学科の専門教育科目より下表に指定した科目から20単位以上修得しなければならない。

ロボット理工学科 専門教育科目	材料力学，マルチボディダイナミクスⅠ，マルチボディダイナミクスⅡ，加工学，ロボット工学概論，ロボットオペレーティングシステム，ロボットビジョン，自動制御工学，アクチュエータ工学，デジタル信号処理，ロボットモーション，生体の構造と機能
--------------------	--

表3 経営総合学を副専攻と認定する要件

経営総合学科 専門科目	学部基礎科目及び学部基本科目より10単位以上を含め学部教育科目より20単位以上修得しなければならない。
----------------	---

表4 国際学を副専攻と認定する要件

国際学科 専門科目	導入科目，地域研究科目，国際政治経済科目，多文化共生科目，世界と日本研究科目より20単位以上修得しなければならない。
--------------	--

表5 日本語日本文化学を副専攻と認定する要件

日本語日本文化学科 専門科目	基礎科目	8単位以上	20単位以上
	研究科目	12単位以上	

表6 英語英米文化学を副専攻と認定する要件

英語英米文化学科 専門科目	基礎科目	4単位以上	20単位以上
	英語コミュニケーション科目	6単位以上	
	英語研究科目	10単位以上	
	英米文化研究科目		

表7 コミュニケーション学を副専攻と認定する要件

コミュニケーション学科 専門科目	文化情報デザイン基礎科目	10単位以上	20単位以上
	文化情報デザイン応用科目	6単位以上	
	文化情報デザイン発展科目	4単位以上	

表8 心理学を副専攻と認定する要件

心理学学科 専門科目	心理学基礎科目	2単位以上	20単位以上
	心理学発展科目	16単位以上	

表9 歴史地理学を副専攻と認定する要件

歴史地理学科 専門科目	基礎科目	4単位以上	20単位以上
	専門共通科目	16単位以上 (専門共通科目4 単位を含む)	
	歴史学分野		
	地理学分野		

表10 生命医科学を副専攻と認定する要件

生命医科学学科 専門科目	学部共通科目	10単位以上	20単位以上
	生命健康科学基盤科目		
	学科専門科目	10単位以上	

表11 看護学を副専攻と認定する要件

保健看護学科 専門科目	学部共通科目	10単位以上	20単位以上
	生命健康科学基盤科目		
	学科専門科目	看護学概論2単位を 含めて10単位以上	

表12

理学療法学を副専攻と認定する要件

理学療法学科 専門科目	理学療法学科・作業療法学科共通専門基礎科目	10単位以上	20単位以上
	学科専門科目	10単位以上	

表13

作業療法学を副専攻と認定する要件

作業療法学科 専門科目	理学療法学科・作業療法学科共通専門基礎科目	10単位以上	20単位以上
	学科専門科目	10単位以上	

表14

臨床工学を副専攻と認定する要件

臨床工学学科 専門科目	学科専門基礎科目	10単位以上	20単位以上
	学科専門科目	10単位以上	

表15

スポーツ保健医療学を副専攻と認定する要件

スポーツ保健医療学科 専門科目	学部共通科目	10単位以上	20単位以上
	生命健康科学基盤科目		
	学科専門科目	10単位以上	

表16

幼児教育学を副専攻と認定する要件

幼児教育学科 専門科目	学部共通科目	10単位以上	20単位以上
	学科専門科目	10単位以上	

表17

現代教育学を副専攻と認定する要件

現代教育学科現代教育専攻 専門科目	学部共通科目	10単位以上	20単位以上
	専攻専門科目	10単位以上	

2. 副専攻の申請について

副専攻の履修を希望するものは、3年次春学期又は4年次春学期にその申請を学生教育部教務支援課にて行う。説明会の実施時期は、掲示にて連絡するので注意すること。申請が受理されたもののうち、修了要件を卒業時まで満たした場合に、副専攻修了とする。

なお、3年次春学期に副専攻の申請を受理されたものが、希望の副専攻を変更したい場合は、4年次春学期にのみ変更申請ができる。

3. 副専攻の取得を目指すもの

副専攻の取得を目指すものは、下級年次より計画を立ててその履修を行うことが望ましい。ただし、副専攻を希望するあまりに自分の所属する学科の科目を軽視することは本末転倒になるので十分に注意すること。

参考 自由科目について

卒業に必要な単位数のうち、科目の区分によらず総単位数に含むことができる単位数（学科により異なる）があり、これにより修得したものを自由科目という。以下に自由科目となる科目の区分および注意事項を示す。

- (1) 全学共通教育科目のうち、修得を義務づけられた単位数を超えて履修する科目。
- (2) 所属する学科の学部教育科目のうち、修得を義務づけられた単位数を超えて履修する科目。
- (3) 他学部・他学科で開設されている学部教育科目（学部共通科目を含む）。ただし、この中には設備と受講者数の関係から、履修できない科目がある。また、卒業研究は履修することができない。
- (4) 所属学科の学部教育科目と同一名称の他学部・他学科科目および各学科ごとに定められた類似科目は履修できない。